

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル

【目的】

医薬品の適正使用において、薬剤師による疑義照会は重要な業務の一つである。一方で、薬局薬剤師から医療機関への問い合わせ内容は、身体に大きな影響を及ぼす重要な事例から、薬局薬剤師が判断した内容を事後に医師と共有することでも対応可能と考えられるような事例まで様々である。中には患者への投薬までにかかる待ち時間が発生し、医師および薬剤師がほかの患者に対する診療を一時的に中断せねばならないなど業務負担が増加するケースもある。そのような背景から、院外処方箋の問い合わせにあたって、あらかじめ対応を整理し、円滑な運用体制を構築する必要がある。そこで、これらの課題を未然に防ぎ、医療の質および効率性の向上を図ることを目的として、「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル」を作成し、運用することとした。あわせて、本プロトコルにより薬局薬剤師の業務効率化を図り、患者に対する薬学的ケアの充実につながる時間および環境の確保を目的とする。

【運用方法と手順】

調剤薬局にてプロトコルに基づいた処方修正が生じた際、処方箋の備考欄にその旨を記載する。患者の理解度に応じて、お薬手帳に記載する等の工夫を行う。調剤後は、修正内容を「疑義照会簡素化プロトコルによる処方修正報告書（以下、報告書）」に記載し、速やかにKKR 高松病院へFAXを送信する。その際、修正の内容を備考欄に記載した処方箋の写しも添付する。なお、処方医が変更不可や別途指示コメントを記載している場合は、その指示が優先される。加えて、いかなる場合も在庫の調整を意図した処方変更や、患者の同意を得ずに薬剤料の変更が生じることは不可とする。

KKR 高松病院薬剤科は、受信した報告書に基づき電子カルテの内容修正を行う。修正後、この報告書を電子カルテにスキャン取り込みを行い、医師に修正内容をフィードバックする。

【運用開始日】

令和8年7月1日から

【プロトコルの対象となる疑義照会】※麻薬、抗悪性腫瘍剤は除く

◆成分が同一の銘柄変更

・先発医薬品から先発医薬品、後発医薬品から先発医薬品も可とする。なお、合剤を単剤に変更もしくはその逆にすることは本プロトコルの対象外であり、疑義照会を行うこと。

例) アムロジン OD 錠 5mg ⇄ ノルバスク OD 錠 5mg ⇄ アムロジピン OD 錠 5mg

例) モキシフロキサシン点眼液 0.5% ⇄ ベガモックス点眼液 0.5 %

例) イクセロンパッチ 9m g ⇄ リバスタッチ 9m g

◆剤型変更

・患者の利便性向上などを目的として、剤形変更を可能とする。ただし用法用量に変更がないこと。
また、剤形変更不可の指示がある場合は除く。外用薬において、軟膏剤とクリーム剤などの剤形変更は不可とする。ただし、ヘパリン類似物質外用液などの乳剤性と水性の別については、薬歴や患者希望により変更可とする。

例) アスベリン散 10% 0.3g ⇔ アスベリン錠 10mg 3 錠

例) アムロジピン口腔内崩壊錠 5mg ⇔ アムロジピン錠 5mg

例) ミヤ BM 細粒 2g ⇔ ミヤ BM 錠 4 錠

例) ロキソプロフェン Na テープ 100mg ⇔ ロキソプロフェン Na パップ 100mg

例) ヘパリン類似物質外用液 0.3% (乳剤性) ⇔ ヘパリン類似物質外用液 0.3% (水性)

◆規格変更

・患者の利便性向上などを目的として、規格変更を可能とする。ただし合計処方量に変更がないこと。
また、規格変更不可の指示がある場合は除く。なお、規格の変更により適応に相違が生じる場合があるので十分に注意すること。

例) フロセミド錠 40mg 1 回 0.5 錠 ⇔ フロセミド錠 20mg 1 回 1 錠

例) フェブキソスタット 錠 10mg 1 回 2 錠 ⇔ フェブキソスタット錠 20mg 1 回 1 錠

◆日数変更

・残薬調整や次回受診日までの必要日数に満たない場合に日数調整は可とする。ただし、残薬が多数の場合でも、削除はせず、1 日分 (頓用なら 1 回分) は処方を残す。また、処方日数に制限のある薬剤については、制限日数までで調整して再診などを勧める。なお、患者希望での日数延長は不可とする。

例) レバミピド錠 100mg 42 日分 → 35 日分 (残薬 7 日分あり)

例) レバミピド錠 100mg 42 日分 → 1 日分 (残薬 42 日分以上あり)

例) ホクナリンテープ 2 mg 42 枚 1 回 1 枚 → 7 枚 1 回 1 枚 (残薬 35 日分あり)

例) レバミピド錠 100mg 49 日分 → 56 日分 (次回予約が 8 週間後であった場合)

例) エチゾラム錠 0.5mg 56 日分 → 30 日分 (制限内での処方)

・ビスホスホネート製剤など、週 1 回や月 1 回製剤において、明らかな間違いである場合は日数調可とする。

例) フォサマック錠 35mg 14 日分 → 2 日分 (他の処方全体が 14 日分の場合)

・「隔日投与」、「月・水・金に内服」などの指示のある薬剤について、明らかな間違いである場合は日数調整可とする。

例) バクタ配合錠 (月・水・金) 35 日分 → 15 日分 (処方全体が 35 日分の場合)

例) フロセミド錠 40mg (隔日) 14 日分 → 7 日分 (処方全体が 14 日分の場合)

・吸入薬、インスリン、針についても同様に、残数や次回受診日などを考慮した変更は可とする。

例) シムビコート 60 吸入 1 回 1 吸入 1 日 2 回 1 キット → シムビコート 60 吸入 2 キット

(次回予約が 8 週間後の場合)

例) ライゾデグ配合注 1 日 1 回朝食前 1 回 6 単位 1 キット → ライゾデグ配合注 2 キット

(次回予約が 12 週間後で、残 1 キットの場合)

例) マイクロファインプロ (14 本/袋) 70 本 → マイクロファインプロ (14 本/袋) 98 本

(1 日 1 本、次回予約が 90 日後の場合)

◆一包化・半割・粉碎・混合調剤

・患者希望やアドヒアランス向上を目的として、一包化・半割・粉碎・混合の指示を追加、または削除することを可能とする。ただし一包化については、本プロトコルと外来服薬支援料 2 の算定とは無関係であることに留意すること。

例) PTP 調剤 ⇄ 一包化調剤

例) レボフロキサシン錠 500mg (PTP) ⇄ レボフロキサシン錠 500mg 粉碎や半割

◆外用薬の用法追記、湿布貼付薬の上限枚数対応

・外用薬の適用部位について、薬歴や患者面談から部位が明確であれば追記可とする。また、「1 日数回」「医師の指示どおり」など具体的な適用回数の指示がない処方で、添付文書に具体的な適用回数の指示がある薬剤の場合は、その回数に変更可とする。ただし、具体的な回数が指示された処方について疑義が生じた場合は、疑義照会を行うこと。

例) モーラステープ 20mg 14 枚 1 日 1 回 → 1 日 1 回 腰

例) テルビナフィンクリーム 1% 1 日数回 足指 → 1 日 1 回 足指

・湿布貼付薬について、上限枚数内で変更可とする。ただし、減量の場合の可とし、増量は疑義照会を行うこと。

例) ロキソプロフェン Na テープ 100mg 84 枚 → 63 枚

例) ロキソプロフェン Na テープ 100mg 42 枚 → 35 枚

◆薬効に影響する用法の変更、頓用薬の用法変更

・薬学的に考慮して、合理的であると判断できる場合、患者の同意を得た上で薬事承認用法へ変更可とする。ただし、医師の処方意図から逸脱しないよう、服用回数の変更や大幅な内服時間の変更（夕食後が朝食後になるなど）が伴わないこととする。なお、これらの変更によってアドヒアランス悪化がないよう注意・工夫すること。また、頓用の処方については、薬歴や患者面談から用法が明確であれば用法を変更可とする。

例) 大建中湯 1日3回 毎食後 → 毎食前

例) リベルサス錠 3mg 1日1回 朝食後 → 起床時

例) リオナ錠 250mg 1日1回 夕食後 → 夕食直後

例) ボグリボース錠 0.3mg 1日3回 毎食後 → 1日3回 毎食直前

例) センノシド錠 12mg 2錠 頭痛時 → 便秘時

例) ロキソプロフェン Na 錠 60mg 不眠時 → 疼痛時

例) ゾルピデム錠 5 mg 1錠医師の指示通り → 不眠時